

# 茨木市次世代育成支援行動計画（第3期：平成27～31年度）ダイジェスト版

## 第1章 計画策定にあたって

### ■計画策定の背景

- 平成22年1月「子ども・子育てビジョン」を閣議決定
- 平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定
- 平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」導入

「子ども・子育て支援事業計画」の策定（義務計画）  
子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保、円滑な実施

### ■計画の性格（位置づけ）

- 本市においては、「次世代育成支援行動計画」（改正次世代育成支援対策推進法第8条）と「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第61条）とを一体的に策定
- 「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画

### ■計画の期間と推進体制

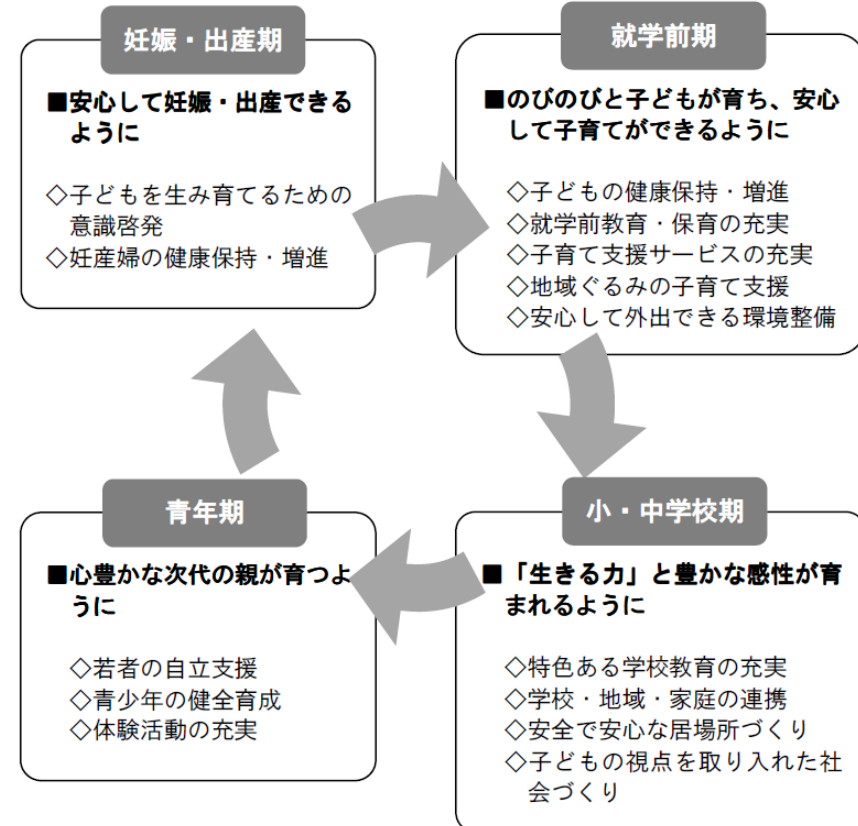
- 計画期間は、平成27年度から31年度まで
- 「茨木市こども育成支援会議」が進行管理を担う

## 第2章 計画の構想

### ■計画の基本理念

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”  
～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

### ■施策展開についての考え方（ライフステージに沿った施策展開）



◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策  
◎社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策

## 第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括

### ■次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括から見えてきた主な課題

- ・情報が届かない、情報をつまぐ入手できない保護者等へのアウトリーチやフォロー
- ・つどいの広場の利便性向上（開設場所の充実、一時保育の拡充等）
- ・病児保育、休日保育、ショートステイ等の利用促進
- ・保護者の就労形態や就労時間の変化に十分対応できる延長保育の充実
- ・学童保育の事業内容の一層の充実（集団規模の適正化による分割運営等）
- ・幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な接続（ジャンプアッププラン28）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置体制の充実
- ・地域住民の参画による放課後子ども教室の継続実施のための方策研究 など

## 第4章 施策の展開

### ■ライフステージに沿った施策の展開

- 1 妊娠・出産期**
- (1)子どもを生み育てるための意識啓発
  - (2)妊産婦の健康保持・増進
    - ・妊娠・出産に関する相談・情報の提供
    - ・妊娠・出産期における健康の保持・増進
- 2 就学前期**
- (1)子どもの健康保持・増進
    - ・子どもの健康の保持・増進
    - ・食育の推進
  - (2)就学前教育・保育の充実
    - ・子どもの個性や発達に応じた教育・保育の推進
    - ・保育所・幼稚園の機能の強化
    - ・教育・保育環境の質的向上
  - (3)子育て支援サービスの充実
    - ・相談支援・情報提供
    - ・地域子ども・子育て支援事業の充実
    - ・経済的支援
  - (4)地域ぐるみの子育て支援
    - ・子どもを守るための地域ネットワークの機能強化
    - ・子育て支援活動を行う団体等への支援
    - ・子どもの豊かな情操を育む家庭教育への支援
    - ・ふれあい・交流の推進
  - (5)安心して外出できる環境整備
- 3 小・中学校期**
- (1)特色ある学校教育の充実
    - ・「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育
    - ・教育相談
    - ・児童・生徒の心身の健康への支援
    - ・就学及び進路・進学のための支援
  - (2)学校・地域・家庭の連携
  - (3)安全で安心な居場所づくり
    - ・居場所づくり
    - ・地域の安全確保策
  - (4)子どもの視点を取り入れた社会づくり
- 4 青年期**
- (1)若者の自立支援
  - (2)青少年の健全育成
  - (3)体験活動の充実

### 子ども・子育てワークショップの結果から見えてきた主な視点

- ・若者がコミュニティで繋がりをもち、社会の中で生きていくことを支援（行政は学費等の経済的支援、企業は再チャレンジする若者を積極的に採用する等）
- ・情報を求めてない、困り感がない人に対するソーシャル・ワーク的手法（アウトリーチ）を使った情報提供の実施
- ・情報を入力できてうまく活用できない人に対する総合相談窓口（ワンストップサービス、パーソナルサポート）の実施
- ・結婚・子育てにネガティブな考え方をもち若者に対するおせっかい役の養成

### ■社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開

- (1)ひとり親家庭支援
- (2)障害のある子どもを養育する家庭への支援
- (3)児童虐待防止
- (4)外国人など配慮が必要な家庭への支援
- (5)子どもの貧困対策

### ■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開

- (1)意識啓発
- (2)職場環境の改善

## 第5章 子ども・子育て支援事業の推進

### ■教育・保育提供区域の設定

○教育・保育施設の配置状況や子どもの人口等を考慮し、小学校区を基本単位に、右記の5区域を設定

【教育・保育提供区域】

| ブロック   | 小学校区                           |
|--------|--------------------------------|
| 中央ブロック | 茨木、中条、大池、中津                    |
| 東ブロック  | 三島、東、太田、庄栄、白川、西河原              |
| 西ブロック  | 春日、春日丘、沢池、畑田、穂積、西              |
| 南ブロック  | 玉櫛、玉島、水尾、天王、葦原、東奈良             |
| 北ブロック  | 安威、福井、清洲、忍頂寺、豊川、郡山、郡山手台、耳原、彩都西 |

### ■「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業

- 幼児期の教育・保育
  - 幼稚園、認定こども園、保育所等
- 地域子ども・子育て支援事業
  - ・利用者支援
  - ・地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）
  - ・妊婦健康診査
  - ・養育支援訪問
  - ・子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）
  - ・一時預かり（預かり保育等）
  - ・病児・病後児保育
  - ・乳児家庭全戸訪問
  - ・子育て短期支援（ショートステイ、トワイライト）
  - ・時間外保育（延長保育）
  - ・放課後児童健全育成（学童保育）等

### ■幼児期の教育・保育施設サービス及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

※詳細は計画書素案P72以降を参照

### ■教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

- 1 認定こども園への移行に伴う支援及び普及に係る基本的考え方
- 2 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援
- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供
- 4 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携と保・幼・小・中の連携